

# 令和6年度

## 狂犬病予防集合注射について



- 発行元：環境建設部環境政策課
- TEL：0824-72-1398
- FAX：0824-72-5517
- メール：kankyo-seisaku@city.shobara.lg.jp

犬の所有者には、狂犬病予防法によって、生後91日以上の子犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。市では、狂犬病予防集合注射を以下のとおり実施します。お住まいの地域の近くを回りますので、是非この機会をご利用ください。犬の新規登録も受け付けておりますので、注射と併せてご利用ください。すでに飼い犬の登録がお済みの所有者には、お知らせの文書（狂犬病予防注射通知書兼申請書）をお越しの際にご持参ください。

### 🐾 狂犬病予防集合注射日程表 🐾

5月27日（月）桂獣医師				5月28日（火）岡獣医師			
午前	9:00 ~ 9:05	高取	高取集会所	午前	9:00 ~ 9:10	上表	福屋橋
	9:10 ~ 9:20	川西	上川西下集会所		9:15 ~ 9:25	祇園谷	本村よもやま館下
	9:25 ~ 9:30	上組	上組下集会所		9:30 ~ 9:40	明善	旧本村自治振興センター
	9:35 ~ 9:40	市場	高自治振興センター		9:45 ~ 9:55	月貞寺	JAひろしま本田倉庫
	9:45 ~ 9:50	下川西	農機具格納庫		10:10 ~ 10:15	赤川	峰田自治振興センター
	9:55 ~ 10:00	馬場	馬場集会所		10:20 ~ 10:25	津谷	津谷ごみステーション前
	10:05 ~ 10:15	小用	旧高南小学校		10:35 ~ 10:45	誠心	誠心集会所
	10:20 ~ 10:25	大久保	大久保集会所		10:55 ~ 11:05	高門	高門多目的集会所
	10:30 ~ 10:35	永末	永末コミュニティセンター		11:15 ~ 11:20	新庄	新庄老人集会所前
	10:45 ~ 10:50	宮内	宮内多目的集会所		11:30 ~ 11:35	板橋	敷信自治振興センター
	10:55 ~ 11:00	宮内	美湯ハイツ第2公園		11:40 ~ 11:45	戸郷	庄原家畜市場
	11:10 ~ 11:15	石丸	石丸老人集会所		13:10 ~ 13:15	紅屋	市役所車庫
	11:20 ~ 11:30	柳原	柳原公会堂下		13:20 ~ 13:30	西下	庄原自治振興センター駐車場
11:40 ~ 11:50	大歳下	総合体育館駐車場	13:35 ~ 13:40	三日市	JAひろしま庄原農機センター		
午後	13:10 ~ 13:20	川手	川手上集会所	午後	13:50 ~ 14:00	上原	林正集会所下
	13:25 ~ 13:35	川手	川手中集会所		14:05 ~ 14:10	七塚	広島クミアイ燃料
	13:40 ~ 13:45	掛田	旧池田商店前		14:15 ~ 14:20	市	旧 市中ごみステーション付近
	13:50 ~ 13:55	市場	北自治振興センター		14:25 ~ 14:30	本郷	本郷多目的集会所
	14:05 ~ 14:10	矢の原	上矢の原集会所横		14:35 ~ 14:45	殿垣内	殿垣内下集会所横
	14:15 ~ 14:20	重行	大重老人集会所		14:50 ~ 15:00	山内	旧農協西支店
	14:30 ~ 14:35	合の峠	秋国別バス停		15:05 ~ 15:10	倉組	倉組平塚集会所
	14:45 ~ 14:50	富田	生活改善センター		15:25 ~ 15:35	開拓	百間不二宅前
	15:00 ~ 15:05	門田	加藤工務店倉庫前		16:05 ~ 16:10	濁川	川西集会所
5月29日（水）津村獣医師							
午前	9:20 ~ 9:25	木戸	木戸多目的集会所	午前	10:20 ~ 10:25	水越	表水越公民館
	9:35 ~ 9:40	平和	畑中池下三叉路		10:35 ~ 10:45	山内	山内自治振興センター
	9:55 ~ 10:05	高茂	高茂公民館		11:00 ~ 11:10	実留	実留簡易郵便局横
	10:10 ~ 10:15	水越	後水越老人集会所下				

## ■料金および手数料

- ・新規登録手数料：3,000円/1頭
- ・狂犬病予防注射：3,100円/1頭

## 集合注射を受けられない場合

- 個別に動物病院にて狂犬病予防注射を受けてください。
- 受診後、動物病院にて注射済証明書を受け取り、市役所環境政策課もしくは各支所地域振興室・産業建設室で狂犬病予防注射済票の交付を必ず受けてください。

※庄原および三次市内の動物病院では狂犬病予防注射済票の交付及び登録の手続きを一括して受けられます。

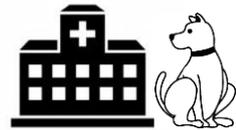
※注射済票の交付には注射済証明書と手数料550円が必要です。

※犬の登録がない場合や犬の所在地が庄原市にない場合は、狂犬病予防注射済票を交付できませんのでご注意ください。

※犬の鑑札及び注射済票の飼い犬への装着は、法律により義務付けられています。

### ●問い合わせ先

環境政策課	〒727-0003	庄原市是松町 20-25	☎：0824-72-1398
西城支所地域振興室	〒729-5722	西城町大佐 737-3	☎：0824-82-2181
東城支所産業建設室	〒729-5121	東城町川東 1175	☎：08477-2-5141
比和支所地域振興室	〒727-0301	比和町比和 1119-1	☎：0824-85-3003
口和支所地域振興室	〒728-0502	口和町向泉 942	☎：0824-87-2113
高野支所地域振興室	〒727-0402	高野町新市 1171-1	☎：0824-86-2113
総領支所地域振興室	〒729-3703	総領町下領家 280-1	☎：0824-88-3065



## 犬に関する届け出のお願い

犬も人同様に各種届出が必要です。以降のような場合には、市役所環境政策課もしくは各支所地域振興室・産業建設室へ届け出をお願いします。なお、各様式は前記窓口及び、庄原市ホームページ(犬に関する手続きについて)にて入手できます。(死亡届のみ市役所市民生活課にて様式入手及び届出が可能です)

### 新規登録

- 手数料が一頭につき3,000円かかります。
- ※庄原および三次市内の動物病院では手続きを一括して行えます。

### 登録内容の変更

- 転入、引越し、譲渡、飼主の死亡など登録内容に変更があった場合はすみやかに届け出てください。

### 死亡

- 犬の登録は死亡届提出をもって抹消します。
- ※鑑札等が手元があれば届出に添付してください。

## 動物は、家族同様の愛情と責任をもって最期まで飼いましょう

- ① 犬のフンの始末は、飼い主が責任をもって行いましょう。
- ② 犬は、鎖などにつないで飼いましょう。
- ③ 散歩をさせるときは、リード(綱など)をつけましょう。
- ④ 犬の鑑札や狂犬病予防注射済票は常に飼い犬の首輪につけておきましょう。